

第 6 編 財務(大月都留広域事務組合ごみ処理手数料に関する規則)

○大月都留広域事務組合ごみ処理手数料に関する規則

(平成 15 年 3 月 4 日規則第 3 号)

改正 令和 6 年 2 月 19 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大月都留広域事務組合ごみ処理手数料徴収に関する条例(昭和 58 年条例第 2 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(搬入者)

第 2 条 条例第 2 条の規定による一般廃棄物の搬入者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 7 条の規定により大月市長及び都留市長の許可を受けた者並びに大月市及び都留市の行政区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいないときは、その管理者)とする。

(手数料の徴収方法)

第 3 条 条例第 3 条の規定による手数料の徴収は、その都度行うものとする。ただし、組合長が認めたものは、毎月初日から当該月の末日までの手数料を翌月末日までに徴収することができる。

2 前項ただし書の規定による納付は、納入通知書(様式第 1 号)又は地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 155 条の規定による口座振替の方法により納付するものとする。

3 前 2 項の規定において、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料の免除)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定に定めるものは、組合長が認めるものとする。

2 条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定に定める公共施設は、大月市及び都留市の管理する施設とし、大月市長及び都留市長が協議の上で認めるものとする。

3 条例第 4 条第 1 項第 3 号に定めるものについては、免除申請書(様式第 2 号)により、該当行政区域の長に対して免除申請を提出しなければならない。

4 前項の申請があったときは、該当市により適切な団体であるか調査した上で、大月都留広域事務組合運営総合調整委員会で審査して承認決定をすることとし、その結果を速やかに申請者に、免除承認決定(申請却下)通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 19 日規則第 1 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

納入通知書

第 号	納入者				
年度					
一般会計					
款	項	目	節		
金額			百	十	万 千 百 十 円
納期限	年 月 日				
納入場所	大月都留広域事務組合指定金融機関 (山梨中央銀行 支店)				
ただし 上記のとおり納入してください。					
年 月 日	領収印				
大月都留広域事務組合長 印					

(出納員、金融機関保管)

領収済通知書

第 号	納入者				
年度					
一般会計					
款	項	目	節		
金額			百	十	万 千 百 十 円
納期限	年 月 日				
納入場所	大月都留広域事務組合指定金融機関 (山梨中央銀行 支店)				
ただし 上記のとおり領収したので通知します。					
大月都留広域事務組合	領収印				
会計管理者 殿					

(会計管理者保管)

領収証書

第 号	納入者				
年度					
一般会計					
款	項	目	節		
金額			百	十	万 千 百 十 円
納期限	年 月 日				
納入場所	大月都留広域事務組合指定金融機関 (山梨中央銀行 支店)				
ただし 上記の金額領収しました。					
大月都留広域事務組合	領収印				
会計管理者 指定金融機関 出納員					

(納入者交付用)

様式第2号 (第4条関係)

ごみ処理手数料免除申請書

年 月 日

大月都留広域事務組合長 殿
(大月市長・都留市長 経由)

申請者 住 所
団体名等
代表者名
電話番号

下記により、ごみ処理手数料の免除について別添関係書類を添えて、申請します。

記

一般廃棄物の種類				
搬入車両	車種		ナンバー	
搬入予定量	月	t	日	t
搬入予定回数	月	回	日	回
団体等構成種類				

添付資料：団体等構成者名・団体等活動計画・団体等予算書

ごみ処理手数料免除承認決定(申請却下)通知書

年 月 日

申請者 住 所
団体名等
代表者名
電話番号

大月都留広域事務組合
組合長

ごみ処理手数料の免除について、下記のとおり条件を付け、承認決定(下記の理由により、申請却下)することとしたので通知します。

記

条 件

- 1 適切な、ごみ処理を実施することとし、全額(一部)を免除する。

却下理由